

第六十三回
国会

参議院物価等対策特別委員会会議録第十号

昭和四十五年五月八日(金曜日)
午後一時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 横山 フク君
理事 小枝 一雄君
林田悠紀夫君
竹田 四郎君
阿部 憲一君
中沢伊登子君

委員

赤間 文三君
上原 正吉君
大森 久司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
高田 浩運君
吉江 勝保君
鈴木 強君
竹田 現照君
藤原 道子君
山本伊三郎君
渡辺 武君

国務大臣

国 務 大 臣

政府委員

経済企画庁国民生活局長
厚生省環境衛生局長
農林省畜産局長
事務局側
常任委員会専門員
常任委員会専門員
常任委員会専門員

説明員
常任委員会専門員 菊地 拓君

農林省農政局植 福田 秀夫君
物防疫課長
国立衛生試験所 副所長 川城 巖君

参考人
国民生活研究所 所長 浅野 義光君

本日の会議に付した案件

○国民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○当面の物価等対策樹立に関する調査

(物価の安定に関する決議の件)

(消費者行政に関する件)

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策特別委員会を開会いたします。

国民生活センター法案を議題といたします。本案に対し賛成のある方は順次御発言をお願いいたします。

阿部君。

○阿部憲一君 先月の二十七日でございましたが、主婦の代表が総理に面会しまして要望書を手渡しておりますが、その際、総理は、今度こそは物価と本気で取り組むといった発表をされた、このようにお受け取りになりましたか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあ、いろいろの提言等がございましたが、これについて、従来政府としても、私は、できるものから逐次やってまいっております、こういうふうには考えております。

す。ただ、率直に申し上げまして、やっぱり物価問題の認識がだんだんと深まってきた。特に本年あたりは、いわゆる生鮮食料品高ということ、主婦の皆さまの関心も特別に強くなったというところもございまして。また、卸売物価が上がつてまいったというふうなことで、物価問題全体についての関心も深まってきた。まあ、そういう意味において、一般的に認識が深まると同時に、要望も熾烈になってまいっております。そして、それを受けることの政府の考え方というものは、おのずから、従来以上にこれを本格的に取り組まなければならぬという気持ち、やはりこれは当然のことでありまして、強くなってきた。こういうような気持ちを、総理が、まあ別に飾らないで、無意識にお出しになったんだらうと私は思うのですが、今日までのいろいろと各種の提言について政府が実行したものを過去の記録で調べてみても、相当努力のあとは見えます。特に、昭和三十年代の後半においてずっと六・六台だったものが、四十年代の後半に五・五前後に一応落ち着いて最近まで来ておりますし、公共料金あるいは米価等に対する態度等を見ましても、私は、政府としても十分物価に対する心がまわっておりますと思うのですけれども、事態はさらに深刻になってきていると思えます。そういう意味で、われわれも一そうこの際腰を入れて、この物価問題に取り組まなければならない、こういうふうな感じをしております。

○阿部憲一君 まあ、佐藤総理も、真剣に取り組もうというところから、こういうふうな御発言があったと解釈いたしますが、そのような総理のおことばや、それからいま長官からの、いままで一生懸命物価に取り組んでこられたということ、よくわかりますけれども、しかし、残念ながら、一四十年代の初めにおいて安定しなかった物価も、ごく最近におきましては、安定どころか、むしろ逆に、物価騰貴というか、インフレがかった情勢になったというところを非常に残念に思っております。今度御計画になった新経済社会発展計画、これは、最も重点課題である物価に関して、経済成長率を一・六％とすることによって、消費者物価を年平均四・四％ですか、五十年には三・八％とする、こういうことが目標であると承っておりますけれども、これについて、この前の経済社会発展計画自体も修正して今度新しくなったというように、この計画自体も、このとおりいくことにつきまして一般からは不安がられている状況でございますけれども、長官のこれについての自信とか、お見通しについて伺いたいと思っております。

○国務大臣(佐藤一郎君) 前回の計画を、当初手直しするつもりで出しまして、新しい計画になりましたが、前回の成長率というものを対して今回の計画の成長率は一・〇％をこえるというものを打ち出した意味におきまして、やはり相当基本的な差がございまして、それで、比較的に高い成長率の中にあって、この成長と物価の問題をどうやって両立させるかということで、確かに、なかなかむずかしい問題を従来以上にいかせておるといふ感じが私はするのであります。それだけに、私たちも、最終年度は三・〇台ということで、表現を文法的にはしてあるのでありますが、まあ同時に、物価がいろいろと上がる要素というものが強まりつつありますけれども、同時にまた、それに立ち向かうところの対策というもののについても、政府がこれから本腰を入れてまいります。ところが、今日、いわゆるインフレマインドと称せられるものが、びまんしかろうとしておりますが、そうした基本的な点について、また政府自身が確信を持って物価政策を遂行していく。物価というものの

は、相当心理的な面を持つておるのであります。そういう意味で、私は非常に重要であらうと思ひます。そうして、最近のこの三、四年間の高い一三%台の成長率というものを、一〇%そこそこの成長率にスローダウンする、まず基本がそこにあると思ひます。そうしたことをやはり実現すべく、目下金融引き締めその他の総需要対策を行なつておりますが、そうした対策を徹底させることによつて、徐々に成長そのものをスローダウンして行く、そういう基本に立ち、そうして総需要の抑制対策というものをさらにしっかりとしたワタシにしまして、その中で効果的な個別対策を打ち出して行く。まあ、そしてある時期が来ますれば、私は、そうした政府の対策というものの対する信頼というものをなくすることができ、そして、それはやはり心理的にも大きな影響を持つと思ひのであります。まあ全体を通じて、この六、七、八、九、十年間というものは、まだ経済についていろいろ起伏があると思ひますが、われわれは四十五年から始めまして、ひとつでできるだけの努力をして、四・四%と逐次スローダウンするように持つてまいりたい、こういう考えであります。さしあつて、四・八%を何とか実現したい、こういう気持ちでございます。

○阿部憲一君 今度の経済社会発展計画そのものが、実は、つくるべきの時点といひましようか、その時点では、経済の成長率というものの自体、ある程度低く押えてあるわけですが、肝心の物価については、政府のお見通しの五%とか、あるいはその後に修正された五・七%ですか、そのような段階でおつくりになつたと思ひます。それが現実には、それを少し上回つた六・四%というものが、すでに昭和四十四年度における消費者物価の結果になつております。そうしますと、この計画自体が、スタートのときにおいて非常に無理があるという感じを私は持つておるわけですが、これも、この点と、それから経済成長率を、現実の一・二、一・三というのを一〇・六%に押えたというようになつて、目標である三・八%、この

前もたしか、最終目標三・八%でなかつたかと思ひますが、そんなようなことであります。そうすると、非常に無理な初めから承知でこの計画を立てて、答えだけは何か目標に合はしてゐるという感じが非常にするのですが、この点のお感じはいかがですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは、立て方にもよるのですけれども、上昇率というものを、年度間の上昇率というものを中心にして議論をしてゐる関係もありまして、いろいろ問題があることは事実でございます。しかし、四十五年度から始まりますこの新しい計画において、この出発点、その前の年の四十四年度の実績というものが、しばしば議論がございますように、生鮮食料品の値上がりとか、海外の物価高とか、いろいろ要因も加わりまして、予想外に高まつたことは私残念に思つておりますけれども、四十五年から始まるということ、そうした要因というものは継続的な要因ばかりではないということも十分考えられるわけでありまして、そうしてまた、一方、四十五年以後の上昇率というものを問題にしているこの計画という立場からいいますならば、出発点が予想外に上がったことはわれわれも残念でございますけれども、その計画の数値というものを、これからの努力によつて十分に実現できる、決してこれを、全然できないような目標であるというようには全然私たちは考えていない、これをどうしても実現しなければならぬ、こういうふうに確信をしておるわけでございます。

○阿部憲一君 なお、四月二十八日ですか、お訪ねして翌日ですけれども、閣議でもつて、そのとき佐藤総理が発言されて、生協を育成したらどうかというようなことを言われたのですけれども、それは事実でしょうか。それと、また、そのようなことについてどういふふうにお考えか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(矢野智雄君) いま御指摘の、総理に對します要望事項、直接私伺つておりませんが、新聞報道等を通じて聞いておる程度でございます。

ますが、その日に、朝から、生協あるいは主婦連、そのほか消費者団体の会合がございまして、政府の行政介入につきましての物価安定政策会議の提言に關して、関係各省の人を呼んで、そこでのいろいろ質疑がありまして、私もそこへ出席いたしました。そのときに、そういう要望をあとで総理に届けるというのを聞いておりますので、おそらくそれは事実であると思ひます。

生協の活用点につきましては、先般、四月二十二日の物価対策閣僚協議会で物価問題について閣僚レベルにおける討議をいたしました際にも、一つは、生鮮食料品等につきまして、なるべく流通機構を簡素化する、その一つの手段として、産地と消費地との直結方法を考えたらどうかということ、それから、いまの御質問の点に關連いたしまして、もう一つ、大型小売店等の育成をはかつてはどうか、こうしたことにつきまして討議が行なわれ、そういう問題について事務レベルで具体策を早急ににつくれ、こういうことになつております。その具体策を現在関係各省と協議しております。五月の末あたりを目途としてその具体策をつくり、閣僚協議会を再び開いて御討議いただき、なるべく御決定をいただくという手はずにいたしております。その一環といたしまして、産地との直結とか、あるいは大型小売店——大型小売店には、スーパーとかあるいは生協というものもその中に想定されているわけでありまして、そうしたものがもつと活動し得るようになり、政府がどういふバックアップをしたらいいか、あるいは現在そうしたものが活動する上に障害になつてゐる面があれば、それを除去していくとか、こういう角度でいま具体策を関係各省と協議している最中でございます。

○阿部憲一君 その際に、生協から何か要望書が出てゐると思ひますけれども、それについて御検討なさいますか。

○政府委員(矢野智雄君) 現在、生協と厚生省の社会局との間で打ち合わせをしておるようでございますが、私どものほうには、生協からは直接ま

だ伺つておりませんが、必要に応じてまた意向も伺つてみたい、かように思つております。

○阿部憲一君 生協からいろいろ要望書が出てゐるようには私伺つておりますが、これについてはいろいろお伺ひしたいこともありますが、まだ直接経企庁のほうで御存じがなければ、後日にいたしますが、ただ私、これにつきまして、生協を育成する、あるいは生協の要望をいれることに關しまして、一番問題は、小売業者との関係がどうかと思ひます。また、もう一つ、同時に、同じことは、スーパーマーケットを開発することによつて、やはり同じように小売業者との利害というものが、相当摩擦が起さるわけですから、その辺についての調整などは、いままでもお考えになつていらつしやうと思ひます。

○政府委員(矢野智雄君) おそらく、生協の活動をさらに活発にしていきたい場合に、よく課題になりますのは、員外利用についての制限をどうするかとか、あるいは地域的な制限をどうするかとか、こういうこともその一つの課題になるかと思ひます。一方では、いま御指摘のように、小売業者との関係も出てまいります。

そこで、私どもは、今後物価対策の見地から関係各省と協議いたします場合にも、やはり流通の合理化という観点から大型小売店の育成が必要であると思ひますが、一方では、小売業者、既存の小売業者もなるべくそれが健全に発展していくことも同時に考えなければならぬ。その点で、今般物価対策閣僚協議会での検討事項の中にも、一方では、たとえばボランティアチェーンのようなもの、あるいは公設小売店市場とか、こうした面からも、小売業者の近代化の方向を考えていつてはどうか。つまり、大型小売店の育成と同時に、既存の小売店の合理化、近代化、そちらもあわせて検討していこう、こういう角度でいま具体策を検討中でございます。

○阿部憲一君 最後に、国民生活センターについて、二、三お伺ひしたいのですが、この国民生活センターの目的というのは、結局、一番大きな課題

は情報の提供だろと思ひます。これは、もちろん調査した結果を情報として流すわけですけれども、これについて、予算とか、それからこれに伴ういろいろの活動方針というものについてお伺いしたいと思ひます。

手段としましては、テレビであるとか、ラジオであるとか、あるいはパンフレットであるとか、あるいは展示会、講習会、そういうことを通じまして一般的に情報を提供したい、かように考えております。

○政府委員(矢野智雄君) 予算の点につきましては、まず、四十五年度は、この法案が通過いたしましたらば、さうすぐ設立の準備にかからしていただくと思ひますが、予算的には、十月一日、つまり下半期と申しますか、につきまして予算の中に織り込んでおります。その金額は、出資金と、あと運営のための交付金というのがあります。出資金は、土地は現物出資でございます。それから建物につきましては、建物も全額政府の出資でございますが、本年度につきましては、その一部として二億円を予定しております。それから交付金といたしましては、八千万下半期で予算に織り込んでございます。もちろん、これは半年度分でありまして、それから設立当初でありますので、まだ金額は少ないのであります。が、今後の予定といたしましては、四十六年度、四十七年度で拡充してまいりまして、一応四十七年度に平年ベースと申しますか、に達する予定でございますが、そのときにおきましては、出資金として建物全体で七億程度になるかと思ひております。そのうち、今年度分が二億円でありまして、それから運営のための交付金といたしましては七、八億程度になるのではなからうかと予想しております。それが一応の平年ベースのものと考えております。

二号のほうは、国民生活センターの窓口で直接来られる方々、そこでその方々の問い合わせ、苦情に対して個々に情報を提供していくということでありまして、

す。新しくここでまたテスト機関をつくりますよ、既存のを活用し、必要ならばそれを拡充していくように私どもからもいろいろバックアップしていく、そのほうがむしろ効率がよいというように考えております。しかし、あくまでもこれは、情報を提供するに必要な手段でありますので、テストそのものが決して目的じゃございません。また、生活センターはテスト機関になるつもりじゃございませんが、しかし、この目的を達するためには必要手段である限りは、いま申しました既存のテスト機関の活用だけに決して限る必要はないと思ひます。もしその目的を達するために十分であれば、直接この生活センターがテスト機関を、テスト施設を持つという必要もあるいは起こるかと思ひます。そのときには、さうした業務も必要になると思ひます。あるいはまた、ごく簡単なもの、一々委託して専門の機関でやっていたり、あるいは比較早い機会に生活センター独自で持つていくということも、あるいは考えていく必要があるかと思ひます。いずれにいたしましても、法律の案の中では、十八条の六号の「前各号に掲げる業務に附帯する業務」ということでできます。あるいはまた、委託につきましては十九条に明記しているところでございますが、それらを活用して、ともかくこの目的を達するために必要な有効な処理をしてまいりたい、あるいは運営をしてまいりたい、かように思っております。

いうセンターの情報を伝達するものがさういうマスコミ機関だということになりますと、たとえば、新聞料金がどうも不当に高過ぎるという場合も私は場合によつては出てくると思ひます。現在だつても、ある新聞は、おのれのところは上げなくともできるのだということを、今度はうたい文句にして販売合戦に出ているような事例もあることとす。そういう際に、さういふ関係者のものをマスコミというルートを通じてやるということになりますと、若干間違えられてくる可能性があるのじゃないかと思ひます。さういふ際には他の手段を使うべきじゃないかと思ひますが、さういふ際はさういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(矢野智雄君) ただいま御指摘のよう場合には、情報提供の手段といたしまして、マスコミだけではなくして、パンフレットをつくるとか、あるいは講習会のようなものをやりまして、たとえばさうで、実情を、マスコミにはなかなか乗りにくいようなものは、なるべくたくさんの人にお集まりいたしてお話するというようなことあるかと思ひます。しかし、まあごく一般的の方法としましては、パンフレットによるかと思ひます。そのパンフレットも、なかなか活字は、当時の情勢ですと、読まれないうちがたが多いのです。しかし、たとえばアメリカの例でも、コンシューマーズ・ユニオンでやつておりますコンシューマーズ・リポートは、もう二百万部出ているという例もございまして、この生活センターが一般に非常に信頼される、あるいはまた、情報の提供のためのさういふパンフレットが非常に一般的になじむようになれば、有力な、また一つの直接的な情報提供の手段となりますので、なるべくさうしたものを育成してまいりたいというように思ひます。若干時間はかかると思ひますが、なるべくさうしたことも有力な情報伝達の手段であらうと思ひます。

○政府委員(矢野智雄君) ただいま申し上げました情報の提供をいたしますにあたりましては、いろいろ資料を収集しなければならぬわけでありまして、この法案でも、たとえば十八条の五号でも、「国民生活に関する情報を収集すること。」という、さうしたことでいろいろ情報収集をいたしますが、その一環として、商品についてのテストも必要になると思ひます。むしろ、重要な要素になると思ひます。その点につきましては、この委員会でもたびたびお答えしておりますが、まず、私どももいたしましては、既存のテスト機関、国立衛生試験所であるとか、公共の検査所であるとか、いろいろございまして、そのテスト機関をなるべく活用していきたいと思っております。

○竹田四郎君 時間がありませんから、続いてやりたいと思ひますが、一つお聞きしておきたいことは、このセンターがいろいろの情報を提供するわけですが、その情報提供の手段としては、テレビ、ラジオあるいは新聞、こういうものをおそろくお使いになるだろう。物価の問題で、マスコミに対する批判というようなのはわりあい少ないわけでありまして、特に新聞料金の値上げとか、あるいはテレビ、ラジオ料金の値上げとか、さういふものがよくあるわけでありまして、これは、さう

○竹田四郎君 私どもも、いまの御答弁、新聞とかラジオ、テレビの受信料の値上げなんか、パン

フレットぐらいでやっていただけでは、これは実は問題にならないと思うのですが、やはり国民の中で若干不満があるのは、ほかではいろいろその不満が言えませんが、マスコミの値上げという、新聞代の値上げなんかの場合は、二、三週前に予告がされて、ばんと値上げさせられてしまふ。こういうのが多いわけですね。そういう意味では、いまのような形では、これは事実上ほとんど伝わらない、そういう方面については放置されてしまふ、こういうことになってしまふ。これは、パンフレットとか将来のコンシュームの組織ができてからということであつてはならぬと思う。そういうルートをお使いになるならば、やはり何らかそういうものは別にひとつ考えていただかなければ私はいけないうちやないか、こういうふうにするのです。

大臣がお見えになるまでに、もう少しお聞きしておきたいと思いますが、この国民生活センターにいたしても、地方の消費センターにいたしても、消費者運動というものとある程度かみ合つていかないと、それはあまりうまくいかないだらう。そういう意味では、消費者運動と、この国民生活センター、あるいは地方の消費生活センター、これとの連携というものをとつていかないと、これとの連携というものは、消費者運動に対する政府の援助、これが必要だらうと思う。ただ、消費者運動に対する政府の援助ということになりますと、まあいままで、とかく金も出し口も出ず、こういうことが多いわけですが、そういう点で、諸外国の場合には、私の知っている範囲では、金は出しても口は出さない。そういう形で消費者運動というものを発展させる。また、消費者運動を進展させなければ、ほんとうの意味での物価の安定ということも、チェックも、ならないと思うのです。そういう意味で、消費者運動の育成強化という方針があらうのか、あるとすれば、それはどういうふうな形で育成していくのか、その辺についてお答えいただきたい。

○政府委員(矢野智雄君) 消費者組織の育成につ

きましては、当委員会の消費者保護基本法の附帯決議にもあることでございますので、私どももなるべくそういう趣旨に沿つてやつてまいりたいと思ひます。しかし、ともかく消費者運動は、何と申しましても、まあ消費者の自覚と、自発的な活動、あるいは自主的な活動が主体になると思ひますので、役所を形をつくらせておかせてしまふ、一応かつかうだけ、できればということでは、かえつて健全な発展が阻害されると思ひますので、あくまでも自主的な活動が主体になると思ひます。しかし、それに対して、やはり政府といたしましても、ただ、自発的、自主的な活動ができるまでには時間がかかると思ひますので、それに待つというだけではまいらぬかと思ひますので、それをなるべく側面的に援助していきたいと思ひます。その手段としては、たとえば、今度国民生活センターができましたら、そこにいる場所を提供して差し上げる、つまり、消費者団体であるなら、活動される場合に、場所非常に困つておられる例が多いのでございまして、その場所をなるべく提供して差し上げるとか、あるいは、消費者教育を消費者団体がしていくにあたりまして、必要な資料、そのものになるものをなるべく御利用いただけるような、そうした資料を豊富に提供してあげるとか、こうしたこと、さらに、地方の消費生活センターとも、同様なこと、タイアップして、そうした育成に側面的に協力してまいりたいと、かように考えております。

○竹田四郎君 それだけでは私は十分だと思ひますが、時間がございせんから、これ以上その点は論議することはやめたいと思ひますが、大臣にお伺ひしたいと思ひますが、せっかくこういう国民生活センターというのをあつくりになつても、それが国民に信頼されるということが私は一番必要なことだらうと思ひます。国民から信頼なくして、幾らたくさん情報を出しても、それは結局何にもならないということになると思ひますが、そこで、この間も議論されたのですが、

いまの物価対策全体から見まして、一つは、政府の各省のほんとうの協力というものが限られている。まあ情報の半分ぐらいは、そういう関係各省からの情報というものがあつたらう。ところが、実際上は、いままで各省から出る情報というのは、半分ぐらいは国民の疑惑のものがあつたわけですね。たとえば、この間も議論されましたBHC牛乳あたりについていまして、一体安全なのか安全でないのか、こういう点については、いまだもつてその疑問が解消されてない。新聞報道によりますれば、かなりそういう資料というものが、さきにわかつていたのに発表がなかった。こういうこともありますし、チクロの問題にいたしましても、一たんはチクロを使つたものは追放すると言ひながら、ある一定期間認める、そういう情報もいろいろ変わつていく、こういう形で政府から出されてくる。いままでマスコミを通じて出されてきた情報というものが、必ずしもまともに信頼することができるとは情報なのかどうか、こういう点では、政府から出る情報が真に公正なものであるのか、どうなのか、こういうことが確かめられていかないと、ただ政府が、一つの省庁が発表したものをそのまま伝えるということだけであつては、どうも、何のためにある国民生活センターなのか、トンネルが一つふえたにすぎない、まあこういうことになつてしまふわけでありまして、そういう情報の公正さといひますか、確かさといひますか、そういうものを、何らかの形で、この国民生活生活センターで、そういうものを通して国民に提供するということができないと、あまり意味がないだらう。そういう意味で、各省庁から出てくるすべての情報を、公正な情報として流せる保障の手段ですね。こういうのをひとつ確立しておいてもらわないと、せっかくつくつたはいないが、そこからの情報は何ら信用ができません、こういうことになる面があると思ひます。この点は、そう簡単にできるものではないと私は思ひますが、その辺を特に保障する機構といひます

か、手段といひますか、そういうものはひとつ確立してもらわなければいけないだらう、こういうふうには思ひますが、それに対して一体どういうふうな保障があるのか、どういうふうなそれを保障していくのか、その辺についてのお考え方をひとつお聞きしたいと思ひます。

ついででありますから、もう一問御質問いたしたいと思ひますが、物価安定の全体の対策というのは、こういうセンターの情報を正しく提供するという運動と、もう一つは、先ほども申しました消費者運動というものが相提携をしていくところに、初めて一つのチェックする役割りというものが、おそろく出てくるであらうと思ひますけれども、そこで、政府のほうも、各県に消費生活センターというものを、補助金を出しておつくりになつていくわけですが、しかし、各県のそういうセンターを見まして、商品テストなんか、若干やつておられますけれども、しかし、徹底的にできるような施設というものはあまりないだらうと思ひます。私の知っている限りでも、ほんとうの手軽なテスト程度はできますけれども、それ以上のテストということになりますと、そのセンターではできない。どこどこを通じてやる、こういうようなことになるわけですが、しかし、何と申しましても、私は消費者あるいは主婦などが多からうと思ひますが、そういう人々が一番行きやすいところとは、やはり地方の団体のそういうセンターが一番行きやすい。なるべく多くの人がそこに足を運んでいただいてテストをやる、あるいはいろいろな資料について学習してもらひ、あるいはそこには不平、不満も述べてもらひ、こういうような点では、各県の消費生活センターというものが実際上の国民生活生活センターのほんとうの足になつていく、このことが必要であらうと思ひます。そういう意味では、国民生活生活センターと、こうした地方のセンターとの情報交換というふうなものが、おそろく国民生活生活センターの中で一番重要な仕事になつていく可能性が私は多いだらうと思ひますが、そういう意味においては、もう少し地方

のセンターの施設というものを整備をして、地域住民の要求にかなり応ぜられる、こういう体制をとるには、もう少し設備の拡充と充実を私はやる必要があると思うのです。こういう点では、まだかなりのそういう設備資金というふうなものも各センターは必要とするだろうと思うのです。そういうものに對して、政府として助成をもっと進めていくべきではなからうか、こういうふうに思うわけですが、その点についてひとつお伺いをしたい。

それから最後に、これはお願いでございますけれども、先ほどから述べておりますように、どうも他の省というのは比較的生産者保護に片寄り過ぎてきた。しかも、各省が、セクトというか、割拠主義というか、そういう意味で、自分のなわ張りだけに固執して、消費者的な立場というものがなかなかたてなかつたというのが、いままでの現状ではなからうかと思うのです。そういう意味では、私も前から消費者行政の一元化ということ強く要求してきているわけでありましてけれども、この点はひとつ、この国民生活センターができるのを一つの契機にいたしまして、経企庁が中心となつて割拠主義を改めていただいて、政府全体としての統一的な消費者行政というものを進めてもらわなければならぬと思います。これはたいへんむずかしい仕事であらうと思ひますけれども、この点については特に経企庁長官の一その奮起をこの際要望しておきたいと思ひます。

ひとつ二点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤一郎君) 最初に、各省の情報の公正ということでございますけれども、先ほど半分というお話がありましたけれども、私は、各省もまじめにやっていると申します、原則として、別に故意に歪曲した情報を流すとか、そういうことは一切ないと思つております。ただ、率直に申しまして、消費者行政というのは、ある意味では新しい行政である。最近、食品衛生をはじめ、いろいろの問題が矢つぎにやに起つてきており

ます。そういう意味で、この情報の取り扱い方になれてなかつた点もあるんじゃないか。あるいはまた、役所というのは、御存じのように、非常に慎重を期するところでありまして、少しぐらいのデータでは、なかなか、新聞の種にはなつても、もつとそれを検討して、しつかりしたものになければならぬというふうな気持ちの濃い傾向のあるところでありまして。そういうことで、情報の流れ方が機を逸する、タイミング等を得ないというふうなことも、私は大いにあつたと思ひます。しかし、ことさらに公正妥当を欠くところの情報を流すということについては、これは現在の政府機関に対する信頼の問題であります。ただ、やはり御心配願わなくていいと思ひます。ただ、やはり、何といひましても、基本的に各省の立場というものがございまして、生産者中心のもの考え方情報を選択するということになりまして、いま御指摘になりましたように、消費者の立場から見ると見当違いの情報であつたり、あるいは非常に隔靴掻痒といひますか、歯がゆい思いをするような情報であつたり、そういうものが出てこないということは私は言えないと思ひます。それで、今日、消費者行政というものがたくく不在であると言われがちであるところの点を少しでも補おうというので、こうやつて国民生活センターができたのでありますから、各省の立場とは違つた、消費者の立場からできるだけ正確な情報を流す、そして、各省の情報等を基礎にいたしまして、やはりその扱い方、あるいは選択のしかた、整理のしかた、流し方、当然違わなければいけませんと思ひます。そういう意味では、まさしく御指摘のように、できるだけ公正妥当な情報を流すように、これは、何といひましても、このセンターの使命の中心であらうと思ひます。そういう意味において、そういう基本方針を、出発にあつて、われわれは確立をしなければならぬ、そして、この運営にあたりまして、その原則に従つてすべて行なつてまいらる、各省との関係において困難なことがありましたら、経済企画庁が進んでそ

うしたことに對して役割りを果たすことも必要な場合が起つてくるかもしれない。できるだけの援助をして、そして、いまの御趣旨に沿うような情報の収集、作成というふうなことに寄与するように、われわれもできるだけ力を尽くしたい、こういうふうに考えております。

それから、地方団体の施設整備、これは私もまことに同感でございます。できるだけひとつ、今後、予算その他の面におきまして努力をいたしてみたいというふうに考えております。

それから、割拠主義の点につきましては、私もやはりそうしたことを感ずる点がございまして、これをいかにして直すか、なかなか長い間の習慣もあらうと思ひますが、しかし、物価問題の今日における非常な重要性ということにかんがみ、そしてまた、最近においては、各省においてもその認識は一通ろよりはずいぶん深くなつてきていると私は信じておりますが、さらに一そう、この割拠主義の弊を打開するよりな方法をますます考え、そしてそれを推進していかなければならぬ。閣僚協議会の運営の構想というの、私はそういうふうな気持ちでもつて、ああいう新しい運営をしようと思つておるわけでありまして。まさしく、御趣旨のような点について、われわれもこれを実現することがやはり物価対策上重要であると考えておる次第であります。

○委員長(横山フク君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(横山フク君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(横山フク君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。国民生活センター法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横山フク君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

林田君。

○林田悠紀夫君 私、自民、社会、公明、民社の共同提案として、ただいま可決されました国民生活センター法案に對し、次の附帯決議案を提出いたします。

政府は、国民生活センターの運営にあたり、次の諸点に留意し、消費者保護に万全を期すべきである。

一、消費生活に関する情報の提供等の業務については、消費者保護基本法及び本委員会の決議等の趣旨を十分尊重するとともに、日常生活に密着している問題を具体的に取り上げ、その周知徹底を図ること。

二、地方消費生活センター及び関係各省庁との協力体制を強化し、地方消費生活センターの業務の向上に資するための指導及び援助を行なうこと。

三、運営協議会の委員に消費者代表を参加させる等消費者の意見の反映に努めること。

四、国民生活センターに自主独立の商品テスト機関を設置するよう努力すること。

右決議する。

何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(横山フク君) ただいまの林田君提出の附帯決議案を議題といたします。

別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

林田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横山フク君) 全会一致と認めます。

よつて、本附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤経済企画庁長官。

○国務大臣(佐藤一郎君) ただいま本案につきまして議決されました附帯決議につきましては、政府といたしまして、十分にこれを尊重し、御趣旨に沿ひまして国民生活センターの運営並びに国民生活行政を推進してまいる覚悟でございます。(拍手)

○委員長(横山フク君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(横山フク君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横山フク君) 当面の物価等対策樹立に關する調査を議題といたします。

竹田君。

○竹田四郎君 私、自民、社会、公明、民社の四党共同提案として、物価安定に關する決議案を提出いたします。

物価の安定に關する決議(案)

最近の消費者物価ならびに卸売物価の大巾上昇は、政府発表の物価指数に示されている以上に大きい重圧感を國民に与えており、國民の間にインフレーションが醸成されつつある状況であり、このまゝ推移すれば、経済成長の基盤をもゆるがすおそれを生じると思われる。

この際、政府は国民生活安定の最大の焦点が物価の安定にあることを再確認し、次の諸点について積極的に取り組むことを要する。

一、政府の消費者行政は、各省庁の割拠主義によつて運営されるきらいがあるので、この際その一元化に努力を払うべきである。

二、消費者に対する商品情報の提供に当たつて

は、生産者保護に偏することなく、迅速的確に公開して、消費者の啓蒙に資するよう努めること。

三、行政介入により価格の硬直化をもたらし、いる面がみられるので、過剰な行政介入を廃止し、価格決定に競争原理が作用するよう努めること。

四、生産性向上による利益を消費者に還元するため、競争条件を整備し、価格競争を通じて生産性向上の成果が価格引下げに反映されるような経済環境を造ること。

五、公共料金値上げについては、その与える影響の甚大なことにかんがみ極力これを抑制すること。

六、生鮮食料品については、輸入の自由化等を促進するとともに、さらに生産の近代化と流通機構の整備を図ること。

右決議する。

何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(横山フク君) ただいまの竹田君提出の決議案の採決を行ないます。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(横山フク君) 全会一致と認めます。

よつて、本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、佐藤経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。佐藤経済企画庁長官。

○国務大臣(佐藤一郎君) ただいま物価安定に關する決議の趣旨を拝聴いたしました。政府としても物価政策の重大性を十分認識しておるつもりでございますが、なお不足するところも多いと思ひます。そういう観点から、いろいろの御指摘を受けております。また、われわれがこれから一生懸命やろうと思ひ点につきまして、さらに一そう勇気つけていただいた点もございます。そういう意味において、この本日の決議というものは、われ

われにとつても非常に重要なものでございます。ぜひひとつ、この内容を尊重して今後物価対策に精進してまいりたい、こういうふうに存じております。

○委員長(横山フク君) 速記をやめて。

(速記中止)

○委員長(横山フク君) 速記を起こしてくだされ。

○委員長(横山フク君) 次に、消費者行政に關する件を議題といたします。

本件に關し質疑のある方は順次御発言を願います。

鈴木君。

○鈴木強君 きようは、お忙しいところを国立衛生試験所の副所長さんにおいでいただきまして、恐縮に存じます。

実は、いま問題になっております、牛乳の中に農薬が残留をしている、そうしてそのことが國民の側から見ると非常に心配になるわけですね。要するに、農薬による牛乳汚染の問題、これについて委員会ではいろいろ当局の御意見を承つておるのですけれども、事柄が非常に専門的なことでありますし、直接試験所のほうから来ていただいておりますし、直接試験所のほうから来ていただくこと、おいていただいたわけでございます。もう、専門の方ですから、私がいろいろ申し上げることはないと思ひますが、私がこの問題をとりえましたのは、まだ日本には残留農薬の基準というものがないうわけですね。したがって、先般来、特にBHCの牛乳汚染の問題については、見方によると、非常に健康に害があるがごとくにもとれるし、また、そうでないようにもとれますし、この点、多少農林省、厚生省の考え方がその中でも違つておるわけですね。ですから、せつかく牛乳を飲もうといはれておるにしても、ちゅうちよするといふ國民が出てきておると思ひますから、きようはひとつ、いい機会ですので、ぜひその安全性について、はっきりしたところをお聞かせいただいて、もし不安

があるならば、それを除去するために一体どういふ措置をとつたらいいのか、この程度ならばいいじようぶとか、そういう一つの方法をここに見出したと思うのであります。

そこで、最初に、恐縮ですが、現在まで牛乳の中に含まれているBHC残留許容基準ですね。こういうものが残念ながらつくられておらない。それがなぜつづらなかつたのか。そういう必要がなくてつづらなかつたのか。私も、日本はBHCについては世界で一番たくさん使われている国だといふふうに聞いていたわけですね。したがって、そういう農薬が、特に稲の育苗、二化メー虫だとか害虫防除のために使われてきている、そうして稲わらを牛が食べる、飼料になつてくる、こういうことはいま始まつたことではないわけですから、もつと早目に私はその安全性については、ちゃんとした基準をつくつておくべきではないかと思つたかと思つたわけですね。そういう意味から考えると、多少、厚生省何をしておつたんだという、われわれは気がするわけですね。ですから、今度の牛乳汚染、言つてみれば、BHCの人体に及ぼす影響、こういうものに対してはどのような研究をされていたのか、これを承りたいのです。

○説明員(川城巖君) 私、国立衛生試験所副所長の川城でございます。

ただいまの御質問につきまして、農薬にもいろいろ種類がございますけれども、本日の御質問の中心と考へますのはBHCといふことと存じますので、その点に焦点を合わせましてお答え申し上げます。

BHCにつきましては、諸外国でも農薬として使つております。しかし、わが国においてももちろん使つておりますけれども、外国と日本とは、やはり風土の相違がございます。その使ひ方あるいは使用量等について、だいぶ異なつております。ということは、わが国に発生する病害虫あるいは植物の病氣等が、それが、即、外国におけるものと同じであるといふことはございませんので、そういう点から、おのずから、使ひ方、使

り量も違つてまいると云うことでございます。
もう少しBHCそのものについて、こまかく御説明申し上げますと、外国で使つておりますBHCというものは、ガンマBHCというのを使つております。ところが、これは非常に化学的なことで、たいへん恐縮でございますけれども、BHCは、異性体というのがございます。この異性体というのとはどういふものであるかと申しますと、化学的に申しますと、組成としては、元素として、炭素、水素、塩素というふうなもので成り立つておりますけれども、組成は同じでも、その配列のしかたによりまして、で上がった化合物、同じBHCと名づけておりますけれども、性質が違つてまいります。それを異性体と申しておりますけれども、もう少し世俗的なたとえで申しますと、一つの同じ腹からの兄弟あるいは姉妹と言つてよろしいかと思ひます。血は同じでありますけれども、顔、形が違つております。あるいは性格が違つたりというふうなことが、われわれはこの社会に経験するところでございますけれども、それと同じような感じであると申し上げてよろしかうと思ひます。

すので、そのような結果になつていたわけでございます。したがつて、現在までのところ、ベータBHCについての詳細な安全性あるいは毒性についての試験というものは、報告がほとんどないと言つてよろしいと思ひます。

そこで、昨年ごろから、牛乳中のBHCの問題がいろいろと学会でも問題になつてまいりました。その分析のデータを見ますと、アルファも検出されておりますが、ベータ、ガンマ、デルタ、そのうちで一番検出率の高いもの、つまりたくさん検出されておりますのがベータでございます。しかも、毒性の点からいくと、ベータが一番毒性が強いという観点から、私も、牛乳のBHCによる汚染の追跡をベータBHCに目標を置きまして試験を行なつていこうというふうな考へたわけでございます。

そこで、ただいま申し上げましたように、ベータBHCの毒性試験についてはほとんど報告がございませんので、国立衛生試験所におきましては、サルを使つて——サルは一番人間に近い実験動物である、これは学界でひとしく認められておるところでございますが、このサルを使ひまして実験を行なつてまいりました。で、その結果得られました——これは現在約四カ月になんとなつてゐる飼育実験でございますけれども、その現在までの結果によりますと、最大無作用濃度、つまり、何らサルの臓器その他に影響を及ぼさない範囲においての最大の量は幾らであるか、ベータBHCの量は幾らであるかということ調べてまいりましたところ、二・五ミリグラム、サルの体重一キログラム当たり二・五ミリグラムという数字が出たわけでございます。

そこで、異性体に、現在、五つあるいは六つぐらいBHCについて知られておりますけれども、外国では、その中のガンマというのだけ使つておられて、日本では、そのほかに、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ、その他一、二ございませうけれども、そういうもののミクスチャー、混合物を使つていたわけでございます。そこで、FAO、WHOの残留農薬の専門委員会というのがございます。これは、インターナショナル、国際的なものでございまして、残留農薬についての毒性の問題等を勉強する国際的な機関でございますけれども、そこで取り上げておりますのはガンマBHCだけでございます。デルタについては全然取り扱つておりません。というところは、日本だけ、ガンマ、ベータを使つた、異性体を含んだものを使つております。外国では、純粹のガンマだけのBHCを使つておるといふような状態でござい

ます。その生乳から一・二八八PPMというベータBHCの量が検出されております。これは、いままで私どもが全国的にネットワークを張りまして生乳サンプリングし、それをテストした結果の最高平均値でございます。一・二八八PPMでございます。PPMと申しますのは、百万分の一単位でございます。一キログラム中に一ミリグラムありますと、これが一PPMということになるわけでございします。そういう平均値の最大のものである一・二八八PPMにつきまして、そのベータBHCの摂取量をかりに計算をいたしますと、以下申し上げるようなことになりました。

まず、乳児でございますけれども、これはいわゆるお乳を飲んでゐる状態における赤子でございますが、体重七キロの乳児を例にとりますと、これは一日一リットルの牛乳を飲用するとされております。これは東大の小児科から得たデータを基礎にいたしておりますけれども、体重七キロの乳児では、一日一リットルの牛乳を飲むと言われております。そこで、一日のベータBHCの摂取量はどのようになるかと申しますと、一・二八八ミリグラムとなります。一リットル飲むわけでございますから。——先ほどの最大平均値一・二八八PPM、この最大値をとつて、いまお話を申し上げておるわけでございまして、したがつて、一・二八八ミリグラム摂取することになるのでございします。したがつて、その赤ちゃんの体重キログラム当たり換算をいたしますと、〇・一八四ミリグラムということになりました。乳児の体重一キログラム当たり摂取量が〇・一八四ミリグラムになるということでございます。

かも、そのそれぞれの食品の量を拾ひ出して計算をいたしました。こまかい計算の過程は省略いたしますが、そういういたしますと、体重五十キロのおとなの場合につきましては、ベータBHCは体重キログラム当たりにつき〇・〇〇二六四ミリグラムということになりました。

また、今度は、乳児とおとなの間はどうかということも考へてみました。これは学童を例にとりました。これは一応体重四十五キロといつたして、おとなと同様の食事をする、そのほかに、学童の場合に学校給食でもつてさらに牛乳を大体二百グラムぐらゐるといふ計算をいたしました。そういうことをフアクターといつたしまして試算をいたしますと、学童の場合には、体重一キログラム当たりにつきまして、ベータBHCは〇・〇〇八六六ミリグラムということになります。

また、神戸大学の喜田村教授の説によりますと、——この喜田村教授は、従来から塩素系の、あるいはBHC等、類似の農薬のみならず、その他のいろいろな農薬についての毒性あるいは中毒その他についての研究の深い教授でございますが、この喜田村教授の意見によりますと、農薬によつて中毒をした人は別といたしまして、そのほかの病気でつてなくなられた方の脂肪——体脂肪でございしますけれども、体脂肪の中に含まれるベータBHCは、いままでのところ、十五例について見たところ、平均二二PPMであるということを発表されております。平均でございます。で、なおそれにつきまして、喜田村教授は、脂肪中のベータBHCの残留は平均二二PPMでございますけれども、この程度は必ずしも人体の機能の障害を意味するものではないと言つておられます。また、喜田村教授はシロネズミを使つてこのベータBHCの毒性の実験をされておられます。連続投与いたしますと約三十日間でもつて蓄積の限界に達するといふことを言つております。ある程度、からだの中にたまつてまいりますけれども、特に脂肪層に沈着するわけでございますけれども、ある量に達しますと、今度、それ以

上続いてベータBHCを投与してまいりましても蓄積量はふえていかないということでございます。で、なお、脂肪の中の半減期、と私も言っておりますけれども、やはり、蓄積はいたしましても、徐々に排せつはされてまいります。徐々にございまして、排せつされていくわけでございます。で、その蓄積された量の半分になる期間は大体二十日であるというふうなことも申し上げておきます。しかし、これはかなり学問的にこまかいデータの基礎的なものがないと、ちよつとわかりにくい点がございますけれども、せんせつけれども、いわゆる生物学的半減期と私も申し上げております。これは二十日であるというふうに報告されております。

また、岡山大学の平木教授、これは内科を担当されておる教授でございますけれども、臨床のほうでございまして、この平木教授は、有機燐製剤、これは農薬でございますが、これらにつきまして非常に造詣の深い教授でございます。この方の発表によりますと、特に肝臓障害というところを、まず目標にいたしまして、そうしてベータBHCの慢性毒性を検索しているけれども、まだその例がない——いわゆる肝臓に障害が起きているかどうかということ、まず目標にいたしまして、ベータBHCによる慢性毒性中毒を検索をしておりまして、まだ、確かにこれはベータBHCによるものであるという例にぶつかっていないというのを言われております。まあそのような、いわゆる残留農薬の安全性あるいは毒性についての専門家の御意見もございまして。

このようにして、喜田村教授、あるいは平木教授、及び私も国立衛生試験所におきますサルの実験の結果から考えてみますと、これから先、厳重な対策を立てまして、牛乳中に残留してありますベータBHCを少なくする方法を強力に推し進めれば、現在の程度のBHC汚染による牛乳については衛生上の危険はないと判断されます。

〔委員長退席、理事林田悠紀夫君着席〕
しかし、この状態が長期間にわたるといふこと

は、決してこれは食品衛生上好ましいことではございませんので、したがって、何をいっても早急にベータBHCを減少させるような方法を強力に精力的に推進させることが望ましいと思っております。

なお、新聞等でもって、ベータBHCの含量が許容量の三十何倍もあるというよう報道がされたことがございまして。ところで、ここで言う許容量と申しますのは、これは一九五〇年、だいたい前でございますけれども、フィッツというアメリカの病理学者がございまして、これがシロネズミを使って実験をいたしましたベータBHCの報告がございまして。これは外国でやられた唯一のものではないかと私思っておりますけれども、たまたま一つございまして。この結果を見ますと、フィッツの報告では、ベータBHCの最大無作用濃度、つまり、まあぎりぎりのところ、これまではだいたいようぶだ、これまで与えても、そのシロネズミについて何ら障害は起らないというその量は、シロネズミの体重キログラム当たりをいまして〇・五ミリグラムという報告がございまして。〇・五ミリグラム、これはシロネズミの体重一キログラム当たりについての数字でございます。こういう発表がございました。

で、発表はここまででございまして、けれども、この〇・五ミリグラム・パー・キログラム、つまり一キログラム当たり〇・五ミリグラムというのを、これを厳密に、きわめて厳密に安全率というものを考えまして、そうしてその百分の一の〇・〇〇五ミリグラムという数字を一応この一日許容摂取量と仮定をいたしましたわけでございます。一日摂取許容量と申しますのは、これは生物が——これは主として人間を対象にするわけでありまして、これは一生を通じて毎日摂取しても全然健康に障害を起さないと考えられる数字という意味でございまして、一日許容摂取量は、このフィッツの実験成績からまいりますと、〇・〇〇五ミリグラム・パー・キログラムといふふうに仮定されるわけでございます。

そこで、先ほど申しましたように、体重七キロで一日牛乳一リットル飲む乳児のベータBHCの摂取量は〇・一八四ミリグラム・パー・キログラムである。これは先ほど申し上げた数字でございますけれども、これと、〇・〇〇五ミリグラム・パー・キログラムとを、かりに仮定をした一日許容摂取量と比較をすると、なるほど確かに約三十五倍になるという意味でございまして。ところが、シロネズミというのは、——実験動物によつていろいろ性質が異なっております、特にシロネズミの場合は、有機燐製剤に対して非常に鋭敏である、感受性が非常に高いということでございます。ほかの動物に対するよりも、非常に少量でも反応をするという特性を持っております、そういうことを考え合わせるということが一つ。それからもう一つは、一日摂取許容量と申します

が、いま申し上げましたように、生涯毎日連続して摂取した場合の数字である。その二つのファクターを考慮合わせますと、すでにわが国における牛乳の中のベータBHCはだんだん減少の傾向を示しております。これは、あとで具体的に減少の傾向の数字も申し上げたいと思っておりますけれども、教地区で実験を行なっておりますので、すでに減少の傾向が起っておりますので、この傾向を考慮合わせますと、この三十何倍あるという数字を、いままさにここでもって議論の対象にすることはできないと考えております。

なお、今回の私どもの調査によると、これは厚生省並びに農林省でも調査されたのでありますけれども、
〔理事林田悠紀夫君退席、委員長着席〕
なぞ牛乳の中にそのようにベータBHCが混入してくるようになったかという、汚染のおもな原因は、結局、BHCで汚染をした稲わらを飼料に使つていたためであるということが判明いたしました。それに対して、BHCで汚染されてない稲わらを使うように、もし稲わらを使うならば絶対にBHCを使つてない稲わらを使うようにというような強力な措置を、農林省のほうでは現にとられ

ております。

そこで、先ほど、だんだんに減少の傾向にあるということをおちよつと触れましたのでございましてけれども、もう少し詳しく申し上げますと、実は、長崎県、福岡県、岡山県、大阪府、この三県一府におきましての実験を総括して申し上げますと、稲わらを全然食べさせないで牛を飼ひまして、その乳を取りまして、中のベータBHCの残留量を逐次測定をいたしましたところが、つかみで申しますと、大体半月でもって五〇％の減少をするということがわかつたわけでございます。したがつて、今後そのような措置、それに匹敵するような措置をとつてまいりますれば、相当のスピードでもって牛乳中のベータBHCの量は減少するといふことがはつきりと申し上げられると思ひます。

ただいまの御質問につきまして、大体この程度ではないかと思ひます。
○鈴木強君 学者先生だから、一ぺんにものをしやべつていただいたと思うのですが、私は最初、なぜこういうBHCの安全基準というもののについて早くきめられませんでしたかという、そこを伺つて、それから一つ一つ項目別に聞いていかないと、われわれしろうとはわからないのです、わあつと言われまして。そういうつもりだったのですけれども、いろいろお話を承りました。

そこで、結論的には、いま安全性については問題はない、ただし、この状態が長く続いてまいりますと、好ましい状態ではない。健康にも害が出てくるだろう、したがつて、早くBHCを、簡単に言えば、使わないようにしてほしいということと思ひますけれども、いただいた資料をおちよつと拝見したのですけれども、BHCの中に、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタの四つの要素があるわけですね。ここにいただいた資料は、それぞれ〇・〇〇九とか、こういうものはPPMで換算しておるわけですか。この資料ですね。グラムじゃないでしよう。
○説明員〔川城巖君〕 これはPPMでございま

す。

○鈴木強君 PPMですね。それで、たとえばベータBHCの場合、サルの実験で二・五ミリグラム・パー・キログラムと、ここに来るとグラムでいってあるわけですよ。だから、われわれには、ここをグラムならグラムにしてもらえば、PPMならPPMにすれば、よくわかるのです。グラムというのを今度PPMに換算するのは非常にむずかしいのです。たとえば、FAO、WHOのBHCの基準について合同食品規格委員会、牛乳について〇・〇〇八PPMという数字が提案されたといいますが、あなたのおっしゃった〇・〇五との関係がどういふのかわかりませんが、いずれにしても、〇・〇〇八PPMというものを一つの基準として考えた場合、たとえば、いたいた資料をずっと調べてみたのですけれども、アルファ、ベータ、ガンマ、デルタ——いまのガンマの場合をとってみても、アルファ、ガンマ、ベータをとってみても、これはものすごく高いですね、平均してみてもね。これは、最初のやつはミニマムで、中のやつはマキシマムですか、そういうわけですか。そうして平均値と、こうなっているのですが、これなんか見ても、〇・一二三とか、あるいは大阪のマキシマムの場合なんか二・六八とか、高知県の場合には〇・四三五ですね。それから三つのほうを見ましても、一月、二月と、こう見ても、かなりこの数字から見ると大きいですね。だからして、ちよつとこんな数字が違ってもだいじょうぶなのかなという気がするのです。

それと、たまたま、きのう夕刊を見ましたら、高知の衛生研究所でやはり前から研究されておるのです、ここは、これを見ると、BHC、DDTなど有機塩素系農薬が人体の脂肪に蓄積する状況を調べた結果、このほど成人七十四人からとったデータは、オールBHCの蓄積平均値は一二・一七PPMもあり、米国とか英国とかニュージーランドの諸外国の調査に比べて約二十五倍から四十倍に達していることがわかった、

中でも、いま問題になつておる慢性毒性が強いベータBHCはオールBHCの九七％に当たる一・八六PPMにのぼる高い濃度で蓄積されておる、——こういうデータが出たわけですから、それに對して、おたくの国立衛生研究所では、「BHCによる環境汚染は予想以上に進んでおり、牛乳の飼料の規制だけでなく、全面的にBHCの使用を禁止する重要な手がかりになる。さらに、体内に蓄積されたベータBHCによる病理学的な研究をいそぐ必要がある」と、こういうふうにも、述べているわけですね。

そうしますと、あなたが何か、最近はいらい半分に減つてしまつて安心だというふうなことをおっしゃるんだけれども、その逆の姿が出てくるように思ふんです。これはまあ地域によつていろいろの違いがあると思います。いまでも、東と西が違ひますからね。ですから、そういうふうないろいろの情報が入つてまいりまして、そのつど、だいじょうぶかな、だいじょうぶかなと思つているところへもつてきて、また二十倍四十倍だといふのが出ますと、また、ぞつとするわけですね。ですから、まあ飲まないでというところになりまして、せつかく一生懸命酪農をやつても、その牛乳が飲まれないでしまうというふうなことになる。そのほか、たとえばチーズだとかバターだとか、そういうものも一体どうなんだろうかと、そういうもの、そういう非常に不安を持つわけですよ。ですから、いま私が聞いたのと、きのうの夕刊に出ていふ、こういう記事を見ると、また違ひわけですね、実際には、その辺の問題が、やつぱりどうしても残つてくると思ふんです。

ですから、四つの要素に分けておるんだけれども、アルファとか、ベータとか、ガンマとか、そういう、三つなら三つ、四つなら四つの要素があつても、そのうち、アルファとかベータ、あるいはガンマというものが健康に悪くて、からだに悪くて、あとは何でもないわけじゃないんですから、この全部の数値を寄せると相当なものになるわけですね。だから、ベータだベータだと言われましても、いま言ったミリグラム、二・何ぼミリグラムというよりなことを言われても、PPMで一方は出てきていますからね。わからぬですよ、わしらは。換算し直さなきゃならぬ。こういう点、もう少し何か、一方にそろえたらどうでしょうかね。

まあ、質問がちよつと飛び飛びみたいになつて、のり込めなくなつたかも知れませんが、けれどもね。要するに、私の言つてゐるのは、あなたが言うように楽観されたものじゃないだろうと言ひます。いま高知のことが事実とすれば、しかも、おたくのほうで言つてゐる見解を見ても、そう楽観すべきような状態じゃないのじゃないか、こう思ふんですがね。それからいまの単位をどつちかにそろえてもらわないと、わしら、よくわからぬです。

○説明員(川城巖君) お答え申し上げます。まず、PPMとミリグラム・パー・キログラムでございませうけれども、PPMのほうは分析から得られた数値でございまして、片方のミリグラム・パー・キログラムというものは、これは安全性を見る場合の単位、こういうふうにお考えいださないと、思うのでございませうけれども、PPMを、すぐどういふふうな式を用いればミリグラム・パー・キログラムに換算できるかという、ちよつとこれはむずかしい問題なんぞございませう。まあ、病理、毒性の専門家では、ごく概算的な考え方といつたしましては、PPMの二十分の一が大抵ミリグラム・パー・キログラムに当たるといふ考え方、ざつと、ごく荒っぽい比較をしようとするときには、そんなような数字を使うことがございませうけれども、これは必ずしも正確な数字をあらわしたわけじゃございませうので、PPMをミリグラム・パー・キログラムにした、びしやり幾らになるかというの、ちよつとこれは換算がむずかしいことなんでございませう。

○鈴木強君 じゃね、ちよつと聞いていきますよ、私が、一つずつね。

○説明員(川城巖君) はい。

○鈴木強君 まず、いただいた残留量の基準について、合同食品規格委員会では、牛乳について〇・〇〇八PPMという数字が提案されているが、これは実際の残留限度であつて、許容量ではなく、環境衛生の尺度として用いる数と考えられてゐる——そうすると、残留限度といふものと許容量ですね。それから、この〇・〇〇八PPMといふものは環境汚染の尺度だといふんですね。尺度といふことは、われわれからいふと、何かの限度か、あるいは基準だろつと思ふんですね。文章上よくわからないです。この書いてあるのは、これはどういふ意味ですか。もう一回わかるように説明してもらひたい。

○説明員(川城巖君) FAO、WHOの合同食品規格委員会が出された〇・〇〇八PPMといふことでございませうけれども、これはガンマBHCについて申したことでございまして、なお、この意味は、環境が非常に各種の農薬によつて汚染されている結果、牛乳の中にも必然的に入つてくる、やむを得ざる結果として入つてくる、大体その牛乳の中に入つてくるガンマBHCの量は、まづ〇・〇〇八PPM程度であるといふ意味でございませう。これは、これまでが安全であるとか、これ以上こそば危険であるとかいふことを意味する数字でございませう。

○鈴木強君 環境汚染の尺度とすることになると、基準でないといふのだから、尺度とはどういふことですか、尺度といふ意味は。

○説明員(川城巖君) これは、一応現在の一般の牛乳はそのくらいはもうやむを得ない数字である、これ以上こそと環境汚染がかなり激しくなつてゐるものと考えらるべきであるといふような解釈でございませう。

○鈴木強君 じゃ、一つの基準じゃないですか。

○説明員(川城巖君) はい。さうでございませう。環境汚染を示す基準でございませうけれども、それが、ただ人体に対する安全性を意味して

の基準ではございません。

○鈴木強君 環境汚染の尺度であつて、人体に影響を及ぼすその安全基準ではないと言ひのだけれども、この環境汚染の尺度というのはいくつものBHCなのか。それから牛乳だつて、一体牛乳何リットルなのか。何本なのか。ただ牛乳と言つたつてわからぬのですよ。われわれ牛乳について言つたつて、一リットルなのか、二〇〇ccなのか。その中に、これが一つの限度だといふのかです。そのところがよくわからないのです。どういふのですかね。

○説明員(川城巖君) この〇・〇〇八PPMを出しましたのは、これはヨーロッパにございますW H O、FAOの食品規格委員会です。先ほど諸国のデータを基本にいたしてあります。先ほど冒頭に申し上げましたように、使われます農薬の種類あるいは量はその国によつてだいぶ違います。そういう意味におきまして、この〇・〇〇八PPMというのが、即、日本に適用できるかといふと、必ずしもこれは適当だとは申しかねると私は思つております。

○鈴木強君 だからね。私が聞いてゐるのは、その牛乳何リットルか何百ccか知らぬが、その中に〇・〇〇八PPMというものが残留量として残つておつた場合に、これは人体に対して、安全性に對しては何か問題があるのじやないだろうか、そうでなかつたら、こういうことをきめるはずはないでしよう。だからして、日本人であつたらと外人であつたら、多少のその差はあるとしても、要するに、人間に残留農薬というものがどういふ影響を与えるかですね。そういう意味において、このFAOとWHOが共同で研究した結果、牛乳の中には絶対〇・〇〇八PPMくらいの残留BHCが残るだらう、農薬が残るだらうと。調べてみると、しかし、その残つたものは人間のからだに對して影響はないのかあるのか。これを見ると、實際上の残留限度であつて許容量ではない、しかも、環境衛生の尺度として用ゐる数字だと。そう

すると、その健康上の問題ではなくして、環境衛生とはどういふことですか、環境汚染。環境汚染の尺度として用ゐる数字だと、そのところがよくわからないのです。

○説明員(川城巖君) 安全性を示す〇・〇〇八PPM—PPMというのは、先ほど申し上げましたように、一リットル中に何ミリグラムという数字でございまして、これは、安全性を示す〇・〇〇八PPM以上あれば、これは危険であるという意味ではございまして、それ以上のBHCが検出された場合には、そのサンプルを得られた場所はかなりにBHCによつて汚染されているところと考へるべきであるという意味のものでございまして。

○鈴木強君 そうすると、汚染されているが、この程度の汚染ではだいじょうぶだと、こういう意味なんですか。

○説明員(川城巖君) はい。

○鈴木強君 そうすると、残留量の基準というものはないわけですね、人体に対する安全基準というものは国際的にもないわけですか。まだつくられていないのですか。

○説明員(川城巖君) それはまた別にございまして。その数字はたいへんこまかいのでございまして。ガンマBHCにつきまして一日許容摂取量というものがWHOから出されております。その数字は、〇・〇一二五ミリグラム・パー・キログラム。これはまた単位がややこしくなるのでございましてけれども、体重一キログラム当たりについて〇・〇一二五ミリグラム、これが一日許容摂取量であつて、しかも、これはガンマBHCの場合でございまして。この一日許容摂取量と申しますのは、先ほど申しましたように、毎日、その人一生を通じて食べ続けても被害を生ずるおそれがないと判断される数字という意味でございまして。

○鈴木強君 それじゃ、恐縮ですが、この〇・〇一二五ミリグラム・パー・キログラムというのは、何PPMに当たりますか。

○説明員(川城巖君) それは、PPMに換算することは困難でございまして……。

○鈴木強君 ガンマBHCのほうは、いただいた資料ではPPMになつてゐるんですよ、みんな。

○説明員(川城巖君) それは測定値でございまして。

○鈴木強君 あなたのほうでこへ出してきたのはミリグラムなんです。だから、こういう資料の出し方がおかしいんだ。これをちよつと見てください、そうすればすぐわかるんですよ。

○委員長(横山フク君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(横山フク君) 速記を起こして。

○鈴木強君 私がいただいた資料でも、ベータBHCの毒性について、こへくると〇・〇一二五ミリグラム・パー・キログラムという資料が出てきてゐるわけですよ。おたくのほうで、一月、二月、三月に調べたときのデータの検出結果というのを見ますと、PPMで単位をとつてあるわけですよ。だから、どうしてこつていふうちに、一方ではミリグラムを使い、一方ではPPMを使うかといふことがわからない。だから、資料を一定してもらへば、われわれのほうでも、この資料と、こつちを比べてみると、ベータBHCの毒性についてはこれだけ多かつたからといふ比較がすぐできるでしよう。ミリグラムとPPMでは単位が違ふ。だから、びんと来ないですよ。その換算を直してくれませんか、資料を。それからまた質問をしますよ。きようはほかの局長も見えてゐるから。

○説明員(川城巖君) 重ねて申し上げますけれども、PPMと申しますのは、これは含量でございまして。いわばパーセントでございまして。パーセントというのは百分中の幾らというものがパーセントでございましてけれども、これは百万分中に幾ら入つてゐるのだという含量単位でございまして。それから、ミリグラム・パー・キログラムというのは、摂取量でございまして。人間の食へる量でございまして。ミリグラムのほうは。

○委員長(横山フク君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(横山フク君) 速記をつけて。

○鈴木強君 そうすると、何かキツネにつままれたやうな気が、ぼくはするんですよ、いまの話聞いてゐると。だから、安全性については問題をないという結論に近い。そういうふうに一応理解します。しやうがないです。

それで、しかし長い間の状態が続けばおつしやいましたね。長い間というのは、何月なんですか、何年ですか。

○説明員(川城巖君) これは、一がい何月あるいは何年という数字をもつて申し上げるのは、たいへん困難なことではございまして。と申しますのは、それぞれ、やはり人間でも個体差がございまして、言うならば、BHCに対する耐性の強い方もございまして、弱い方もございまして、また、何かの疾患を持つておられる方もございまして、ですから、一がいには申し上げられませんが、まあ、しかし、しいて数字的なものを取り上げるとしますれば、半年や一年ぐらゐをこの状態で続けていても害はないと考へております。

○鈴木強君 そうすると、きのうの新聞の中に出てゐる高知県のベータBHC、外国に比べて二十五倍ないし四十倍のベータBHCが蓄積されてゐるといふ、この記事については、問題がないといふことですね。

○説明員(川城巖君) 高知の衛研の発表の数字が一・一七というふうなお話でございまして。これは、先ほど冒頭に私御説明申し上げました神戸大学の喜田村教授の、平均二PPMであるといふことを申し上げましたけれども、その数字にたいへん似てゐる数字でございまして、まあその線は正しいものではないかと思つております。ただ、これは外国の例でございましてけれども、アメリカの場合はBHCを使用する機会も少なく、したがつて、使用量も非常に少ないのでございまして。そのかわり、DDTを非常にたくさん使つておりました、アメリカ人の体脂肪中には一四ある

はい一五も入っているというような報告もございまして、日本の場合はBHOが多いというの、やつぱりそこにあられておるのかと存じます。

○鈴木強君 それでは畜産局長さんに伺いたいんですけれども、日本でBHOというものを、単位面積の中でどの程度お使いになっているという資料がありますでしょうか。

○説明員(福田秀夫君) 単位面積にどのくらい使っているのかというのは、一様に使っておりませんし、使う場所と使わない場所とございまして、それから年に二回使うところ、使わないところ、いろいろございまして……

○鈴木強君 一番多いところ。

○説明員(福田秀夫君) ちよつと手元に資料を持っておりませんので、後ほど全国的なものを、全部平均してよろしゅうございませうれば、計算して差し上げたいと思ひますが。

○鈴木強君 よろしいですよ。いまなかったら、あとで調べてください。

それで、日本でいま乳牛は何頭いますかね。

○政府委員(太田康二君) 昨年の二月一日現在の数字で、たしか百六十六万六千と思つております。

○鈴木強君 百六十六万頭の中で、年間、特に冬期間です、十一月、十二月、一、二月、三月ぐらいの間、稲わらを飼料にしておる率というのは、一日の飼料のうち一頭当たりどの程度になっておりますでしょうか。

○政府委員(太田康二君) 大体稲わらは、主として東海、近畿、中国、四国、九州等におきましては、特にいま先生御指摘の冬期間にかなり多く使われております。これは、私どものこういう調査の結果で、稲わらをどのくらい使つたかということ、各地方別にわかつておりました、見てまいりますと、たとえば、九州では、十一月が百二十三キログラム、十二月が百五十五キログラム、一月が百六十六キログラム、二月が百六十二キログラム、三月が百四十八キログラム、自後ずつと減少しまして、八十一、六十五、七十二、六十五、

五十二、五十七キログラムというふうに、これは前々から私も申し上げておりましたように、四月以降になりますれば、牧草、飼料作物、青草等の利用が可能になりますので減じてくるわけございまして、一日当たりの給与といたしましては、大体TDN換算で〇・八キログラムであらうと考えております。

○鈴木強君 わかりやすく、一頭一日当たりのかいはですね。飼料は幾らで、そのうち稲わらの場合は幾らかという、そういうのはないんですか。

○政府委員(太田康二君) 大体年間の給与が三千キログラムくらいでございまして、したがって、一日当たり八キログラムと見まして、大体稲わらはTDNに換算すると〇・八キログラムくらいである……

○鈴木強君 それは平均の場合でしよう。

○政府委員(太田康二君) もちろん平均の場合でございませう。

○鈴木強君 いや、私の聞きたいのは、北海道から九州までで百六十何万頭だと、特に九州とか、一番多い地域ですね。今度の検出の場合、BHOが非常に多い地域のほしのです。さつきあなたの方で、十一月が百二十三キログラムで、十二月が百五十五キログラムで、あと一、二、三、四月まで言つてくれたんですか。

○政府委員(太田康二君) 全部月別。ちよつと全国平均で申し上げますと、全国で一日平均が三キログラムになります。これに對しまして、九州では三・四キログラム、それから四国が三・七キログラム、中国が三・八キログラム、近畿が三・五キログラム、東海が三・二キログラム、こういう状況に相なっております。

○鈴木強君 稲わらはどうなんですか。

○政府委員(太田康二君) いや、いまのは稲わらでございませう。

○鈴木強君 パーセントにしたらどうなるのですか。一〇〇%のうち稲わらはどのくらいになるか、そのほうがわかりいいですな。ちよつとキログラムではわからない。

○政府委員(太田康二君) 先ほど申し上げましたように、大体一日当たりのTDN換算で、八キログラムの給与として、〇・八キログラムくらいが稲わらで供給されておる。

○鈴木強君 そうすると、一割ですね。

○政府委員(太田康二君) 先ほど申し上げましたように、大体一割といふことでございませう。

○鈴木強君 これはひとつ、時間があればですから、資料で出していただくようお願いいたします。さつき言つたように、全体の頭数ですね、それから各地域別の――まあ九州とか四国とか、あるいは中国とか、そういう地域別でもけっこうです。そういうふうに分けていただいて、一年間でなくて、一日の飼料のうち、その地域別に幾ら食べて、それからそのうち稲わらは幾ら使っているかといふ、そういう資料を後ほど出していただきたいと思ひます。ちよつとここでは、ちよつとと言われましても、よくわからないし、また、調べていただくのもたいへんでしようから、そういう全国的な地域別の資料を出していただく用意はできますか。それで拝見しませう。

○政府委員(太田康二君) 家畜の地域別の頭数、県別頭数、これは全部出せまうし、それから稲わら給与と搾乳牛一頭当たりどれくらい給与いたしておりますかといふことが先ほど申し上げました数字は、これは実は統計調査部の畜産物生産費調査の三十九年度の数字でございまして、これをもちましてお出しいたすようにいたします。

○鈴木強君 しかし、三十九年度じゃ、これはあまりにもかけ離れているわけですね。いまわれわれは、一月、二月、三月のことしの時点で問題を論じているわけだから、これは何とか最近の、もう少し新しいものでございせんかね。

○政府委員(太田康二君) いま私どもの係の者に聞いたんでございませうが、三十九年は月別地域別にわかるわけですが、最近のやつは、年間一本通して稲わら給与が幾らということがわかるわけでございます。月別にはちよつとわかりかねるようであります。

○鈴木強君 地域別には。

○政府委員(太田康二君) 地域別にはわかりませう。

○鈴木強君 わかりませうか、それでもいいです。それで、こういうふうな問題が出てまいりましてから、農林省のほうでもいろいろ御配慮をいただいて、ことしの一月二十八日に指示を出されております。で、いま現在、BHOは製造は中止されているわけですかそれから使用も中止されているわけですね。その点、ひとつ、はっきりしてもらいたいですかね。

○政府委員(太田康二君) 私のほうが一、二月二十八日に通達をいたしました趣旨を申し上げますと、これは、畜産局とそれから農政局と、両方から局長通達をお出ししたわけでございますが、私のほうの畜産局関係では、「飼料作物に対しては畜舎内においてはBHOおよびDDTはほとんど使用されてないが今後とも一切使用しない」、それから「放牧地等のダニ駆除のための農薬は低毒性有機燐剤等に切りかえる」、それから「四十四年度産の稲作で栽培の後期にウンカ等の防除のためBHO・DDTを散布した稲わらを乳牛に給与しない」という通達をいたしたわけでございます。

それから農政局のほうで措置いたしましたことは、ただいま先生から御指摘のございましたように、十二月十日に――昨年の十二月十日でございませうが、BHO、DDTの製造業者が、BHO、DDTの国内向け原体の製造中止ということのみならず業界自体で決定をいたしましたのでございませう。もちろん、これは農林省の指導のあったわけでございますが、原体の製造中止をいたしております。

それから有機燐素系の殺虫剤の使用に関する通達といたしましては、「牧草、青刈りだいた、青刈りいね、稲わらを飼料とする場合のいねなど乳牛の飼料とする作物にはBHO等は使用しない」ということ。それから「いねについては穂ばらみ期以後は使用しない」、これは特に酪農に關係の

ないような地帯にできませんが、使わない。それから「野菜、果樹については農業残留に關する安全使用基準にしがたい、またはこれに準じて使用する」。こういった通達を出したわけでございます。稲につきましても、御承知のとおり、六月二十日以降に大体BHCが使用されるわけでございますが、いま言ったようなことで、現在製造は中止をされております。実際は、まだ現段階におきましては使用いたしていい、こういうことでございます。

○鈴木強君 日本の場合には、ウンカとか二化メイトとか、害虫が多い国ですから、どうしても稲には必要でしょうね。それで、穂ばらみ期以降は使わせないわけですか。以前は使ってもいいわけですか。そうすると、稲わらは、穂ばらみ期以前に使ったものであれば、稲わらの中にはBHCは残存しない、そういう試験は済んでいるわけですか。

○政府委員(太田康二君) 実は、昨年の十二月に、厚生省から、BHCが牛乳中に残留するといふことで農林省に措置の要望がございました。そこで、農林省も、農林省独自の機関で、家畜の飼料に供されている稲わら、乾草、サイレージ、配合飼料等につきましてBHCがどれだけ残留しているか、それから、これらのものを与えた乳牛の牛乳を取りまして、そのBHCの残留度を調べたわけでございますが、その結果得られました所見によりますと、明らかに後期までにBHCを使つた稲わら、これに非常にBHCの残留が多い、しかも、そういう稲わらを給与した乳牛の牛乳がきわめてBHCの残留が高いということが実はわかつたわけでございます。で、穂ばらみ期以前、穂ばらみ期までに使つたようなものはBHCの残留はほとんど少ないというところがわかりましたので、一応、今後の指導といたしましては、そういうことで対処していけるのではないかと。BHCももう製造が中止されておりますから、これと穂ばらみ期まで使いますれば、もう今後、われわれの期待といたしましては、一切もうなくな

るといふことになるわけでございますので、それを期待をいたしておるものでございます。

○鈴木強君 そうしますと、去年はそういう配慮がなかつたわけですから、いまおっしゃるようにな、ことしの稲刈りが済むころまでは去年のやつを使うので、どうしてもBHCが入つてくるわけですね。しかし、幸いにして青草の時期になりましてから、そういうものを飼料にほとんど入れない、残留の農薬もずつとなくなつてくるというので、従来より以上に安心に常識的に考えてもあつて、来るのが、将来は、来年以降、そういうふうな稲ばらみ期以降は使われないといふことにして、稲わらをほとんど食べさせても、いま心配しているような状態から見ると、かなりそういう心配はなくなつていくといふことから、結果的に見ると、この問題については一つの山を越した。いま厚生省のほうでも、研究所のほうで、半年か一年くらいの間であればいいやうだと、こうおっしゃるわけですね。われわれは、学者、専門家の皆さんのことを信頼しなければならぬと思つたわけですが、大体意見がわかりました。

ただ、環境衛生局長はほかのほうにいらつしやるようですから、両局長ともおられるところでお伺いしたいのですけれども、どうも農林省と厚生省の間に、いろいろこう、文章を見まして、ニュアンスの点で確かに違ひます。これは無理もないと思つたのです。農林省は農林省として、酪農農家や、あるいは稲作農家のことも考えなければならぬ。しかし、私は、それはそれとして当然やらなければならぬことであるけれども、事が人命に關することでございますから、これはやはり、国立衛生試験所は厚生省にありますし、それから農林省のほうでも試験所を持っております。いま農薬なんかの研究をされておりますね。ですから、そういうところでお互いに十分に連絡をとりながら、しかも私は、厚生省の場合でも、最初ちよつと不満を言いたかつたのは、取り組み方が非常におそいんですね。ですから、もう少し、こういうものが一体人体に与える影響がど

うなのか、国際的な基準を聞いても、どうも日本のものではなくて、ヨーロッパ式のものでやつておられる。ですからして、日本は日本の独自の立場で、農業に対する、人体に与える影響はどうかといふことをやはり御研究いたされたいと思つたんですよ。それでないと、せつかく畜産を奨励し、牛乳が出回つてくる、ところが、どうもあぶないぞという警鐘が出てくる、これはやはり、人のからだを守る立場にあるんですからして、農林省といえども、厚生省といえども、これは一番人命尊重の立場にあるんだから、それを当然やつてもらわなければならぬと思つたのです。ですからして、農林省のほうも、いろいろ見方によつては、なまぬい、もつと早くなぜ製造中止だとか、あるいは使用禁止をしなかつたんだらうという不満もあつたんですよ。ですから、的確にそれが国民に入つていけばいいんですけれども、いろいろ聞き方によつてもニュアンスの相違があるものだから、非常に心配はあるんです。今後、こういうような問題については、ひとつ、国民が感ぜないやうな、そういうやうな行政の指導をせびやうしてほしいと私は思つてます。そういうことをひとつ両局長から伺つて、あと、ちよつと副所長さんに少しまた聞きたいことがあるものだから……。

○政府委員(金光克己君) ただいま御指摘がありました点につきましては、十分今後注意いたしまして、農林省とも十分密接な連絡をとりながら、国民の健康を守る立場に立つて積極的な努力をしてみたい、かように考えております。

○政府委員(太田康二君) 事、人の健康に關する問題でございますので、健康上はたして有害であるかどうかといふやうなことにつきましては、私は全く厚生省の意見に従つたという態度をとつておるものでございまして、私のほうは、今回、厚生省の食品衛生調査会によりまして、先ほど来副所長も申されましたやうに、「今直ちに危険である」とは考えがたいが、このままの状態が長期間続くと場合は保健上支障を来たすおそれがある」、さらに今後とも早急に牛乳中のBHC汚染を減ずること

とが強く要望されておるわけでございますから、この線に沿ひまして厚生省とも十分連絡をとりつつ、これが喫緊の要務でございまして、この点の趣旨の徹底をはかりまして、時期的にも、先生先ほど御指摘のやうに、牧草、飼料作物、野草等が使用できるわけでございまして、極力避けるべく努力をいたしたいと、かように考えております。

○鈴木強君 副所長さん、バターとチーズですね。こういうものに対して、BHCの有害ですが、そういうことに対する心配があるのですね。ちよつとあるのです。その辺の研究はなさつておりますか。

○説明員(川城巖君) ただいま先生のお話のように、特にバターは、これは牛乳の脂肪を抽出したものでございまして、このBHC汚染、牛乳の汚染に關連いたしまして、当然その御心配が起つております。私も全く同感でございます。それにつきましましては、研究班を、これは厚生科学研究班という名称でございすけれども、組織いたしまして、調査に着手いたしております。まだしかし、ちよつとこの牛乳の問題が大ききクローズアップいたしましたものだから、十分には手が伸びておりませんけれども、次の問題としてはこれを究明しなければならぬ問題だと思つております。ただ、一言申し添えますけれども、いまの日本人の食生活の面から申しますと、牛乳の摂取量に對しまして、バターあるいはチーズの摂取量は、まだ比較的小量ではないかと思つておりますが、そのやうなことで、今後乳製品について試験を行なつてまいりたいと思つております。

○鈴木強君 ぜひひとつ、早急にやつてくださる。それではもうこれで……。

○委員長(横山フク君) 本件に關する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会